

特定非営利活動法人日本アクセス研究会評議員申請書（新規、再任）

フリガナ		生 年 月 日
氏 名	サイン（自署）	昭和 年 月 日生（ 才）
現住所	〒	TEL FAX
勤務先		役 職 名
勤務先所在地	〒	TEL FAX
E-mail		
職 種	医師 ・ 臨床工学技士 ・ 看護師 ・ 薬剤師 ・ 臨床検査技師 ・ 研究者 ・ その他	
本会入会年	平成 年（事務局記載）	
履 歴		
業 績 目 録	学 会 ・ 研 究 会 発 表	申請前5年間の腎不全や血液透析療法、腹膜透析に関する発表（2回以上）
	本 会 発 表	アクセス研究会での発表（1回以上）
推 薦 者 (評 議 員) (2 名)	所 属	氏名（署名）
	所 属	氏名（署名）

（再任の場合推薦者は不用）

更新前3年間の本会への参加	第 回日本アクセス研究会学術集会総会 場所（ ）
---------------	--------------------------

申請日：平成 年 月 日

評議員選出規則細則（特定非営利活動法人日本アクセス研究会施行細則より）

第3章 評議員

（評議員の定員）

第5条 評議員の定員は正会員数の5%以内とする。

（評議員の選出）

第6条 評議員にならんとする者は、通常総会2ヶ月前までに学会事務局へ申請書を提出する。

評議員にならんとする者は、次の資格条件を満たさなければならない。

- （1）本会会員歴が3年以上であり、かつ会費を完納していること。
- （2）申請前5年間に腎不全や血液透析療法、腹膜透析に関する研究会発表が2回以上あり、かつ本研究会での発表が1回以上あること。（筆頭演者、共同演者を問わない）
- （3）本研究会評議員2名の推薦があること。

（評議員選考委員会）

第7条 選考委員会は、選考委員長および委員により構成し、評議員の選出に関する実務を遂行する。

- （1）選考委員長は理事長とし、委員は副理事長、会長、副会長、前会長とする。
- （2）評議員選考委員会は候補者につき選考し、その結果を理事会へ報告し承認を得る。

（評議員の資格）

第8条 評議員会を正当な理由なく2回連続欠席した場合にはその資格を失う。

（評議員の更新）

第9条 3年毎の任期満了時、更新意志があり次の条件を満たす者は、再任されることができる。

- （1）更新前3年間のうち本学術集会への参加が1回以上あること。
- （2）更新前3年間のうち本学術集会での発表が1回以上あること。（筆頭演者、共同演者を問わない）